

幼児教育・保育の無償化に伴う人材確保等について

近畿部会提出
説明担当 守山市

政府においては、平成 29 年 12 月 8 日に新たな経済政策パッケージを閣議決定し、少子高齢社会に対応するため、「生産性革命」と「人づくり革命」に取り組んでいく方針を打ち出したところである。

そのような中、幼児教育・保育の無償化については、「人づくり革命」の一環として平成 31 年 10 月からの消費税税率引き上げによる増収分を財源とし、子育てと教育に係る負担を軽減するとともに、将来を担う幼児に対する良質な教育の提供、更には女性の就業率の向上に資する政策であることは、十分に認識しているところである。

地方自治体においては、必要な受け皿の整備を推し進めているところであるが、一方で、幼児教育・保育にあたる人材の確保と定着化に官・民ともに苦慮しているところであり、今や待機児童発生課題は人材確保に集約しつつある。

更には平成 31 年度新規入園児募集において、無償化を見越した保護者の保育所等の長時間保育を行う施設への入園希望の増加、また入園を確実にするための申込の低年齢児化が顕著化しており、平成 31 年 10 月以降この傾向はさらに加速することが予想されることから、早急に保育士等の確保と定着化のための対策を推し進める必要があり、自治体の実情を勘案する中で、下記項目について、必要な支援措置や方策を講じるよう要望するものである。

記

1 人材確保に資する取組の推進

幼児教育・保育人材の育成や潜在保育士等の掘り起こし等においても、更なる賃金改善とともに、諸帳簿の簡略化等、ICT の積極的活用による業務の省力化、更には魅力ある職場としてのイメージアップ戦略、保育士等を目指す人材への奨学金制度の充実等の措置を積極的に講じること。

2 人材確保に苦慮する地方自治体への特段の支援

地方自治体、とりわけ保育ニーズが増加する自治体においては、保育士等の確保に苦慮し、毎年独自の対策を講じるものの必要な人材確保には至って

いない。このような中で無償化が実施されれば、更に多くの待機児童が生じるとともに、保育施設を利用できない待機児童の保護者から、自宅で子育てをしている家庭が恩恵を受けられないという厳しい声も自治体に届いている。

このため、地方自治体のうち、待機児童数が多い自治体、とりわけ財政力の低い自治体に対しては、緊急的な保育士等確保のための特段の財政支援を行うこと。

3 育児休業等の延長に係る制度改正等

育児休業の取得及び育児休業給付金の期間延長には、雇用主等に待機児童であることを証明する「入所保留通知書」（以下「保留通知」という。）の提出が必要なことから、保護者は保留通知の取得を目的に入所の申込をされるため、待機児童の増加を助長する結果となっている。

このようなことから、保留通知の取得がなくても保護者の希望に応じて子どもが2歳になるまでの育児休業の取得延長と育児休業給付金を受給できる制度とすること。

また、これまで対価によって得ていた保育サービスが、無償化により権利となり、家庭における良好な親子関係のもとでの養育が子どもの育ちに最も重要とされる中、「子どもを保育所等に預けなければ損」という保護者のモラルハザードを誘発する懸念も多分にある。

このことから、家庭での養育の重要性とともに、適切な保育サービス利用に向けた啓発についても並行して行うこと。